商品概要説明書

スーパー定期貯金
（年金予約定期貯金ＪＡ-ＳＴＡＧＥ）

（令和８年９月１４日現在適用中）

１．商品名 （愛称）	・年金予約定期貯金　ＪＡ-ＳＴＡＧＥ（ジャスト）
２．ご利用いただける方	・５８歳以上で公的年金のお受け取りをＪＡ所定の「年金ご予約票」にて予約された方 ※お申し込みはお１人さま１口限りといたします。
３．期　　間	＜単利型＞ ・定型方式 １年、２年 ・自動継続（元金継続）のみの取扱いとなります。 ※満期日は、年金受取日または年金受取日から１年未満の日といたします。
４．預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括預入 ・１０万円以上５００万円以下（お１人さま５００万円以内） ・１円単位
５．払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
６．利　　息 （１）適用金利	期間　１　年：年０．７００％（税引後：０．５５７％） 期間　２　年：年０．７００％（税引後：０．５５７％） ・預入時の約定利率を初回満期日まで適用します。ただし、年金受け取りをＪＡに指定されなかった場合には、預入日に遡って預入時の「スーパー定期貯金」の店頭表示金利を適用します。自動継続時には、「スーパー定期貯金」の店頭表示金利を約定利率として当該満期日まで適用します。・預入時の約定利率を満期日まで適用します。ただし、年金受け取りをＪＡに指定されなかった場合には、預入日に遡って預入時の「スーパー定期貯金」の店頭表示金利を適用します。自動継続時には、「スーパー定期貯金」の店頭表示金利を約定利率として当該満期日まで適用します。
（２）利払頻度	・預入期間１年のものは、満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間２年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×７０％。小数点第４位以下切捨て）により計算します。
（３）計算方法	・付利単位を１円として１年を３６５日とする日割で計算します。
（４）税金	・２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）※の分離課税となります。 ※令和１９年１２月３１日までの適用となります。
（５）金利情報の入手方法	・金利は、窓口でお問い合わせください。
７．手 数 料	―

８．付加できる特約事項	・預入期間２年のものは中間払利息を定期貯金とすることができます。 ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
９．中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ①　６か月未満　：　解約日における普通貯金利率 ②　６か月以上１年未満　：　約定利率×５０％
10．貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 この貯金はＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第５１条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本１，０００万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11．取扱期間	令和８年９月１４日（月）～令和９年３月３１日（水）
12．苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ支店・出張所または金融部　金融推進課（電話：０７７６－５０－７６１１）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融部　金融推進課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 福井弁護士会　（電話：０７７６－２３－５２５５） 京都弁護士会　（電話：０７５－２３１－２３７８） 愛知県弁護士会（電話：０５２－２０３－１７７７）
13．その他参考となる事項	・満期解約時に、年金の裁定請求手続きをされたことの確認をいたします。 ・自動化機器・ネットバンクでのお預入はできません。

・ご不明な点は、ＪＡ窓口までお気軽にお問い合わせください。